

令和6年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会

日時：令和7年2月3日(月)午前10時30分～

場所：名古屋市公館 レセプションホール

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 委員の紹介

4 議題

- (1) 「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画 令和5年度における実施状況」へのご意見及びご質問とその回答について（資料1）

5 報告事項

- (1) 「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」にかかるパブリックコメントの概要等について（資料2）
- (2) 「第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」にかかるパブリックコメントの概要について（資料3）
- (3) 教育・保育部会の開催状況について（資料4）
- (4) 「子ども会活動振興策の方向性」について（資料5）

6 その他

7 閉会

<議題 1>

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024
名古屋市子どもに関する総合計画 令和 5 年度
における実施状況」にかかるご意見及びご質問
とその回答について

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画
令和5年度における実施状況」にかかるご意見及びご質問とその回答について
(概要)

【第2回なごや子ども・子育て支援協議会（グループ会）】別添1

グループ①「乳幼児期の子ども・親への支援」

●対象事業：妊娠前～就学前児童を対象にした事業及びワーク・ライフ・バランスにかかる事業

グループ②「（主に）学齢期以降の子どもへの支援」

●対象事業：学齢期、若者を対象にした事業

◆ご意見、ご質問があった事業

施策	事業
1 子どもの権利を守り生かすことへの支援	010 キャリア支援の推進【複・施策6】
3 居場所と安全の支援	030 地域における青少年育成活動への支援
7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	088 不妊・不育にかかる支援
—	高校生世代以上向けの事業の充実について
—	広報・啓発について

グループ③「困難を抱える子ども・若者・家庭への支援」

●対象事業：障害や貧困など困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を対象にした事業

◆ご意見、ご質問があった事業

施策	事業
14 児童虐待等への対応	165 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進 170 児童虐待を受けた子ども・家庭への支援 254 保護者支援事業 255 ヤングケアラー支援
16 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	192 いじめ、不登校対策の推進 248 民間オンライン学習プログラム導入による学習支援
17 社会的養育が必要な子どもへの支援	197 児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援【複・施策20】

【市民意見】別添2

◆ご意見、ご質問があった事業

施策	事業
9 地域全体での子育て支援	111 子育て応援拠点事業 112 地域子育て支援拠点事業 113 子ども・子育て支援センターの運営 119 エリア支援保育所事業【複・施策12】
—	進捗管理について

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画 令和 5 年度における実施状況」にかかるとご意見及びご質問とその回答について

※ご意見や回答の文言は、議事録から一部要約・補足して掲載しています。

※網掛け部分は、意見交換当日の回答への補足です。

施策 1 子どもの権利を守り生かすことへの支援

●キャリア支援の推進について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
010 キャリア支援の推進 【複・施策 6】	【拡充】 子どもの生涯を通じた発達を支援するため、小・中学校の 9 年間を見通した支援を充実するとともに、高校等における支援体制の充実をはかるほか、支援にかかる基本方針「なごや版キャリア支援」を確立	● 幼・小・中・高切れ目のない支援体制の構築 - 非常勤スクールカウンセラーの配置 ▶ 小学校 280h 261 校 ▶ 高校 700h 14 校 ▶ 特別支援学校 280h 4 校 ▶ 幼稚園 70h 20 園 ▶ 規模の大きな学校への加配 - 小 280h 配置 11 校 - 中 280h 配置 6 校 ● 「一人ひとりの人生の基盤としての理念」の普及に向けた取り組みを、市大と連携して実施 ● キャリア支援アドバイザーの配置 ▶ 高校 14 校	● 幼・小・中・高等学校の途切れることのない支援体制の整備を進めた。 ● 子どもの主体性を重視し、子ども中心の発想をするための考え方がまとめられた「一人ひとりの人生の基盤としての理念」の普及に向けた取り組みを実施した。 ● 発達障害（の可能性）の生徒への就労支援等、置かれている環境に問題を抱えている生徒支援を実施した。	☆☆☆

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・「キャリア支援アドバイザー」はどのような方か。実際キャリア相談というのはどんな内容のことが子どもたちからあるのか、どれくらいの人が対談しているのか。

●事務局からの回答

- ・高校のキャリア支援アドバイザーは、発達障害、または発達障害の可能性のある生徒への就労支援に特化した役割。

なお、名古屋市としては、義務教育のところから自分らしい生き方を実現するための力を育てるということで、キャリアコンサルタントの国家資格を持った専門家であるキャリアナビゲーターを配置しており、教員と協働で授業をしたり、研修をしたり、子どもたち個別の進路相談に乗ったり、ということ小学校・中学校ではやっている。

- ・キャリア支援アドバイザーは、生徒の自立と社会参加に向けた適切な指導を促進するため、就労支援と障害に関する専門的知見を持った人材を活用し、発達障害の（可能性のある）生徒を対象に、就労指導をはじめとするキャリア教育に関する相談助言活動を行っている。公認心理師や社会福祉士の資格を持つ方、児童福祉に携わる方などに依頼をしている。

対人関係が苦手な自信が持てず就職・進学に不安を抱いている生徒や、発達障害で進路や将来に悩む生徒、その保護者や教員との面談を行っている。人数は各校数人程度。

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・進路指導もしているということだが、学校の先生方の進路指導とどのように連携しているのか。

●事務局からの回答

- ・中学校の義務教育の例だと、学校の教員は高校や専門学校など、具体的な進路について相談に乗っている。キャリアは出口指導ではなく、小学校から一貫して、自分の好きなことが何なのかや、どんな大人になりたいかなど、生き方にウエイトを置いているという点で、教員による進路指導とすみ分けをしている。

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・キャリア支援は基本的に義務教育から、という認識でよいか。実績を見ると、幼稚園も入っているが、幼稚園ではキャリア教育にどう取り組んでいるか、市立幼稚園以外にも私立幼稚園、保育所等にも拡充していくのか、それともまずは小中学校での取り組みがメインとなるのか、今後の施策展開の方向性を教えほしい。

●事務局からの回答

- ・幼稚園でのキャリア教育について、施策としてはないが、小学校から自分らしく生きる、生き方を実現するということにつながるよう、自己選択をしたり、生活のなかで主体的に行動する、自分で考えて行動する、ということを重視している。
市立幼稚園では、幼児教育支援室が、子ども主体の学びができるように、研修や資料などによりキャリア教育の考え方を進めている。

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・キャリアを考えていく上で、自分の好きなことは何かなどといったことは、小学校1年生から始まるわけではなく、当然生まれてからずっとのことだろうと思う。5歳児のキャリア教育、という言い方がマッチしないかもしれないが、子どもたちが自分たちひとりひとりの「好き」を伸ばしていくことについて、幼児期なりの姿をどう表せるかというのは一つの課題となるかと思うので、市立幼稚園が中心となって、キャリア教育の在り方の事例やモデルを示していくことで、今後、私立の幼稚園や、保育所に広げていけるといいかと思った。

施策3 居場所と安全の支援

●サイバー空間における危険性について

事業名	事業概要	令和5年度の実施状況	
		実績	評価
030 地域における青少年育成活動への支援	【継続】 地域における青少年育成活動への支援として、青少年をまもる運動リーフレット、ポスター等を配布するとともに、広報啓発運動を各区で実施	●関係団体に向けて、青少年育成地域活動ガイド（12,700冊）を作成・配布 ●青少年をまもる運動でリーフレット（29,350部）、ポスター（1,996部）等を作成・配布し、各区で啓発活動の実施を支援 ●各区で「青少年をまもる運動」キャンペーン等の広報啓発運動を実施（夏と冬の年2回） ●地域の子どもたちを見守る「世話やき活動」をはじめ、インターネットの安心・安全な利用方法を啓発するイベントや青少年を取り巻く社会環境について関係者が意見交換を行う懇談会を実施する青少年育成市民会議に補助金等を支給	●青少年育成地域活動ガイドや各種啓発資材により、地域活動を推進した結果16区全てでキャンペーン等の啓発活動が実施される等青少年育成地域活動の充実をはかった。 ●青少年育成に関わる行政機関や団体などで構成する青少年育成市民会議の活動により、市民総ぐるみでの青少年健全育成活動を推進した。

☆☆☆

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・交通安全や防災など、いろいろやっていたているが、最近サイバー空間における危険が非常に高まってきている。つい先日、他県で中学生や高校生が闇バイトに応募し、他県で強盗を働こうとしている、という事案があった。犯罪を起こすということより、サイバー空間で甘い話にのってしまって足を踏み込んでしまう危険性があり、今後中高生を犯罪に加担させない、ということで心配している。新たに施策を増やしてほしいというお願いに聞こえてしまうかもしれないが、サイバー空間における危険性について、注意等も含めて、教育・指導する取り組みを考えていただきたい。

●事務局からの回答

- ・地域団体や業界団体も含め、インターネットのみならず交通安全についても啓発などの活動をしている。特にインターネットに関しては、業界団体と意見交換しながら、県警とも情報共有、連携をしながら、中高生のみならず若者を含め、引き続き注意喚起や啓発を行っていきたい。

施策 7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

●不妊・不育にかかる支援について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
088 不妊・不育にかかる支援	【継続】 不妊に関する心理的・経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部助成や、不育症・不妊症に関する専門相談窓口の設置により不安の軽減をはかるとともに、不妊・不育に関する正しい知識を広く啓発	● 特定不妊治療費助成事業 ▶ 助成件数 36 件 ● 不育症相談の実施 ▶ 相談件数 75 件	● 不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減をはかった。 ● 妊娠、出産及び不妊に関する正しい知識の啓発のためのセミナーを実施した。	☆☆☆

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・厚生労働省のリーフレットやカードを配るなどいろいろやられていると思うが、不妊治療と仕事の両立は非常に難しいので、リーフレットを配るといったことだけではなく、名古屋市から企業に直接、積極的に働きかける方策を検討いただけないか。少子化対策にもなると思うのでぜひお願いしたい。

●事務局からの回答

- ・令和 2 年から国の方で保険適用になったため、不妊治療を受ける方が増えている。やはり仕事との両立など大変なところもあるかと思うので、一般的な不妊治療の内容や、どのように時間がかかるかなどについて、企業に周知していくことについて検討してまいりたい。
- 不妊治療にいく前に、若いうちから知っておいていただくことが少子化の対策としては重要かと思う。今年から、望んだときに妊娠しやすいように身体の準備をしていく、ということについて知ってもらうため、中学生や高校生など思春期の子どもを対象に、冊子を作り始めたところ。
- 一般的に保険適用化され身近になったため、どのように活用していくかというところを全体として考えていく必要がある。ご意見を参考に今後の展開を考えていきたい。

施策 14 児童虐待等への対応

● 189について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況	
		実績	評価
165 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	【継続】 「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める 5 月、11 月を中心に、関係機関向け児童虐待防止の講演会、「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発を実施	● 条例に基づき、5 月（本市独自）及び 11 月（全国共通）の児童虐待防止推進月間において、幅広く広報・啓発等を実施 ● 名古屋市社会的養育施設協議会と共催で「オレンジリボンキャンペーン 2023」を実施 ● 一般市民向け啓発リーフレットのほか新小学校 1 年生向けリーフレットを作成・配布 ● 各区役所において 5 月・11 月の児童虐待防止推進月間中の広報・啓発を独自に企画・実施 ● 各種電子媒体等を活用した広報・啓発を実施	● 民間企業の協力等により児童虐待防止推進月間として定める 5 月、11 月を中心に、児童虐待防止のオレンジリボンキャンペーン、子育て講座の動画作成などの広報・啓発等を継続的に実施したことにより、児童虐待の通告先を知っている市民の割合が増加するなどの効果が得られた。 ☆☆☆

○委員からのご意見（グループ③）

・ オレンジリボンに関連する取り組みを精力的にしていると思うが、学校現場で、または保護者の方で、オレンジリボンや児童虐待防止、189 というキーワードを全く耳にしない。名古屋市 PTA の幹部でも児童虐待防止 189 についてあまり認知されていないと思っている。ここには、令和 5 年度実施状況として星 3 つとついているが、もう少しできることがあるのではないかと。教育委員会の中でも話題にすることがあるが、やはり子青局の管轄なのということではやはりどこか一線引いてしまっているような気がしている。例えば、小学校 3 年生になると、110 番、非常通報ダイヤルについて学ぶが、例えばこういうところで、189 について、直接やれる環境はないかもしれないが、副教材の中でコラムとして扱うとか、なにかもう少しやれることがあるのではないかと。保護者に対しても、紙を配るだけで終わるのではなくて、もう少しやれることがあるのではないかと。名古屋市は、5 月も特別に条例で定めていると言うが、5 月に目にすることはほとんどない。子どもの命を守るという観点で、もう少しできることがあるような気がしてならない。所管局として子青局とあるが、必要であれば教育委員会の方も巻き込んでいただきながら推進していくということが必要なのではないかと思う。

●事務局からの回答

・ 事業としては予定したものを実施しているので実施状況としては星 3 つをつけさせていただいているが、おっしゃるようには実は課題は課題としてあり、189 の認知率も必ずしもすごく高いわけではないかと思っている。街頭で啓発すると、このチラシ、学校でポスター見たことあるよ、と言ってくれる子もいるので、見ている子は見ているんだなというのはあるが、元々そういったことを気にしない方に伝えていくというのは非常に難しいと思っている。

まず虐待の早期発見・早期対応で、一番重要かと思っているのは、やはり子どもを見ている大人の方に気がついていただくということは非常に重要で、その点では教育委員会さんの方でも虐待のマニュアルを整備していただいたり、教育と福祉の連携という形で子どもを見ていく、まず大人がしっか

り少しでも異変やリスクに、サインに気が付いていくというところが、しっかりやっていく必要があるかと思っている。その上で、啓発のところは、実は今年度からは、中学校まで含めて全ての学年で配布させていただいている。ただ、リーフレットは子どもさんがランドセルにくしゃくしゃのまま入ったままで結局誰にも届かないままゴミとして消えていっているということはあるので、なかなかそれだけでは十分ではないかと思いつつ、なるべく子どもに情報が届くように、子どもさんの手にお守りをということでカードを配布したり、教育委員会さんの方が中日新聞さんと連携してやってらっしゃるタブレットのチュースクにも情報を出していただいたり、ということ少しずつやっている。

確かに授業中などにやれると一番いいかとは思いますが、なかなかそこまで話ができていないというところがあるので、その辺は所管のところともご相談しながら何かできることはないかというのは検討していきたいが、まずもって我々でやれるところは最大限やっていきたいと思っているところ。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・配られるが、配られるだけになっているから、ぜひ言葉を添えていただくことが必要だと思っている。保護者、大人たちが189のことを知ることが最大の抑止力になるのではないかと思うが、少なくとも、名古屋市PTAさんを通じて、単位PTAなり保護者の皆様方に対して、適切な情報を提供していただきたいと思っている。小学校3年生の社会科の副教材というのが一つヒントかと思いい、今一生懸命やっているところなので、実現したいと思っている。

●事務局からの回答

- ・今年度の啓発活動は市PTAさんも一緒にやることになっている。啓発活動を一緒にやって、今後どういうふうに深めていこうかということは今お話をさせていただいているところ。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・それも、私が9月に話題を振って、11月。11月に本当にシティレベルでやろうと思ったら、もう少し早い段階で本来着手すべき。5月もある、11月もある、2回もチャンスがあって、もっと組織的にやれば、パフォーマンス精度が上がるのではないかと思ってならない。
- ・189に電話すれば交換手が出る。児童相談所が出るのではない。189に電話をしたら交換手が出て、現場はどこか、郵便番号は、で、郵便番号を伝えと、その郵便番号を管轄している児童相談所に電話が転送される。ところが、通報を受けるその児童相談所自体が電話に出るのに5分以上かかる。189で電話に出る職員が待機しているのではなて、電話が鳴ってから児童相談所が空いた時間と出してくれる。このやり方についてできれば調べていただいて、改善をお願いしたい。
CAPNAは電話相談もやっている。189に電話すれば児童相談所に通報できるのは分かるが、電話しても全然出ない、となってCAPNAに電話相談があったりする。しかもCAPNAの方が民間団体だから行政に電話するよりは話しやすい。189を宣伝したからといって幻滅される人が多いのではないか。
- ・189を広めることが虐待防止に繋がることなのかということが正直分からないと最近思っている。固定電話からかけたら繋がるが、携帯電話からかけたらそもそも住所からになってしまう。そして、児相の人はかかってきて本当は困ってしまっているという現実も聞いたことがあるから、189を広めることが本当にいいのかどうかというところの検証はぜひどこかのタイミングでする必要はあるかと思っている。

●ペアレントトレーニングについて

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
170 児童虐待を受けた子ども・家庭への支援	【継続】 児童虐待の再発防止をはかるため、児童虐待を受けた子どもの家庭に対して、児童虐待再発防止のための保護者支援事業や家庭復帰支援事業等を実施	●家庭復帰支援事業 ▶家庭復帰児童数 38 人 ●児童虐待再発防止のための保護者支援事業 ▶実施件数 39 件	●家庭復帰等に向けた施設等入所児童・保護者への支援及び暴力・暴言によらない子育て方法などの習得に向けた保護者への支援を行った。	☆☆☆
254 保護者支援事業	【新規】 児童虐待の発生予防等のため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを提供	●受講者 11 人	●子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対してペアレントトレーニングを提供。	☆☆☆

○委員からのご意見（グループ③）

- ・ペアレントトレーニングの提供について、「支援者のスキル向上のための研修」は大変大事だと思っている。支援者のスキル向上のためにどのような研修をしているのか。

●事務局からの回答

- ・発生予防のためのペアレントトレーニングについて、名古屋市保護者支援事業という形で実施している。子どもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている家庭に対して、一定のトレーニングを積んだ方が助言をし、虐待に至らないように予防していくという事業。
- 支援者の支援については、イライラしない子育てという形のCPAというプログラムを実施している。スキル向上のための研修として、このCPAのプログラムに基づいて、例えば子育て支援拠点さんにいらっしゃる職員さんや区役所の職員など子どもに関わる職種の方向けに、簡単な導入の講座等と、もう1つトレーナー資格が取れるほど少し発展的な講座、2つの研修を開催させていただいている。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・子どもを一時保護した後、親に対する親指導というのが児童福祉法に記載されている。この親指導（法律が親指導という言葉を使っているが、指導という言葉は適切ではないと思っている）、ペアレンティングは、やはりCPAをつかっているのか。

●事務局からの回答

- ・虐待を受けた子どもの家庭に対して、再発防止のための支援事業や家庭復帰支援事業、いろんな形で実施しているが、再発防止の指導に関しては、基本的には通常業務の中でまず児童福祉司による指導として実施しており、その中でプログラムのなものということになると、CPAを使って実施している。
- 施設に入ったお子さんで親子再統合をする部分に関しては、再統合セーフティアプローチのプログラムを使って家庭復帰支援事業の中で実施している。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・それが一番重要になってくると思う。予防が一番大事。虐待防止は予防が一番大事だが、虐待してしまった家族に対して再統合のために親をどうやってペアレンティングするかというのはすごく重要なこと。

アメリカは、治療命令という制度がある。司法システムが整っているから、裁判所が児童虐待に直接関わって、児童相談所にさせるのではなくて、裁判所が積極的に治療命令を出している。受けさせる。日本にはそれがない。私が一番心配しているのは、治療命令という制度がない日本において、児童相談所の親指導、ペアレンティングすら受け付けない親、児童相談所を敵と回すような親に対して、プログラムの実施のしようがない。その割合を知りたい。

●事務局からの回答

- ・基本的に、どうしても児童虐待の流れというのは介入的な対応になるため、対立しない親はいないと言っていいぐらいなので、全件と言ってしまったら全件だが、統計的に把握はしていない部分もあり、究極的なところでやはり施設入所の必要性がある中でなかなかご納得いただけない方の28条の申し立てというところで行くと、令和5年度は6件9人のお子さんについて申し立てをさせていただいた。令和4年度が18件20人、毎年毎年一定数あるところ。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・家庭裁判所は児童相談所に親を指導しろという指導する権限が与えられている。家庭裁判所から指導しろと指令されたようなケースは分かるか。

●事務局からの回答

- ・多分審判の中での勧告という形になっているので、そこまでの数字は今持ち合わせがない。

●ヤングケアラー支援について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
255 ヤングケアラー支援	【新規】 ヤングケアラーに関する啓発に加えて、ヤングケアラー自身が悩みを気軽に相談できる場を提供	●オンラインサロン ▶実施回数 3 回 ▶参加者数 19 人 ●関係機関向け研修会 2 回 参加者数 428 人 ●啓発チラシ・啓発動画・市 HP 作成	●ヤングケアラーが気軽に悩みを相談をできる場を提供するとともに、ヤングケアラーに関する理解や認識を高めるため、啓発チラシや動画、ホームページを作成し、関係機関向け研修会を開催した。	☆☆☆

○委員からのご意見（グループ③）

- ・ヤングケアラーは今話題になっているが、なかなか実際のヤングケアラーの方々を見つけ出すのが大変な中で、オンラインサロンは非常にいい取り組みだと思う。実際にどのような方々がオンラインサロンにお越しにいただいているのか、どのようにそういった方々の応援ができる体制になっているのか、どこに繋がっているのかということが分かれば、教えていただければありがたい。

●事務局からの回答

- ・ヤングケアラーの支援ということで、昨年度、オンラインサロンを 3 回開催させていただいた。ヤングケアラーという自覚を持っているということ自体が少ない、ヤングケアラーという言葉自体知らない、というのが令和 3 年度の愛知県の調査や国の調査でも明らかになっていて、広報など進めてきている。オンラインサロンに来られた方が全て自分のことを語っていただけるわけではないので、来られた方がどういう属性かということまではサロンの中では把握はできなかったが、サロンを運営いただいた団体の元当事者の方たちと意見交換をさせていただくと、ケア自体が重いという話もちろんあるが、例えば、ケアをしている中で、基本的にヘルパーさんにしても往診に来ていただくドクターにしてもみんな自分の前を素通りしていつてしまっていて誰も自分に声をかけてくれない、そういう孤立感みたいなことや、大学とケアの行ったり来たりの状態の大学生が、就職活動の際に、今時の言葉で言うガクチカ、学生時代に力入れたことはなんですか、といったときに、介護と言っていいのかどうか分からない、大学のキャリアセンターに相談してもそういったことは答えてもらえない、という話を聞いており、ケア自体の軽減を図っていくという施策はもちろん必要なので、それに関しては介護施策や障害施策、児童福祉の施策の中でも対応できる部分はしっかり対応していく必要はあるが、ヤングケアラーの支援ということで、こういったヤングケアラーの孤立感や将来に向かった不安感に対応していく必要がある、というのが昨年度実施させていただいた中での一つの我々の結論、方向性として得たところ。

今年度は 10 月 21 日から SNS 相談を開始させていただいた。今後学校を通じて小学校・中学校・高校、大学にもポスターなどを掲示していただくような形で知っていただくことを始めながら、オンラインサロンでまた個々のニーズについても把握していきたいと思っている。そういった中で繋ぎ支援というののもやっていく予定をしており、具体的なケアそのものについてどうするか、という話があれば然るべきところに支援を繋いでいく、ということを図っていきたいと考えているところ。

施策 16 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

●いじめ、不登校対策の推進について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
192 いじめ、不登校 対策の推進	【継続】 いじめや不登校を未然に防止するとともに、早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を早期に行うため、子ども応援委員会との連携や各校における各種の事業を通じたきめ細かな対策を実施	●いじめ防止教育プログラムによる予防教育 全小・中・特別支援学校で実施 ●なごや ING キャンペーンを全校で実施 ●夢と命の絆づくり推進事業の実施 幼稚園 1 園、小学校 83 校、中学校 24 校、特別支援学校 1 校、高等学校 3 校 ●インターネット上におけるいじめ対策の実施 ネットパトロールの実施 24 時間 265 日対応の報告相談アプリの継続実施。 ●不登校児童生徒支援サイト運営実施	●いじめ防止教育プログラム、なごや ING キャンペーン、夢と命の絆づくり推進事業による未然防止への取り組みを実施した。 ●ネットパトロール、SNS 相談アプリを活用し、いじめの早期発見、解決への対応を実施した。	☆☆☆

○委員からのご意見（グループ③）

- ・いじめはどこでも簡単に起きてしまうもので、簡単にはなくなならないものだが、この事業の評価としては星 3 つで、いじめの早期発見、さらに解決への対応を実施したという評価がある。いじめは発見できても解決するというのはとても難しいことだと思っていて、解決への対応として具体的にどういことをしたのかというのが気になった。

●事務局からの回答

- ・いじめ未然防止という形で進めていく、いじめのない学校づくり ING キャンペーンというものを行っている。そもそもいじめを生まないような学校づくりをしていこうというのがまず第一点。そして、ご指摘のとおり、いじめというはあるものだという前提で教職員が対応している。早期発見・早期対応をもとにしているので、早期発見できれば、より対応は様々できるというような形で各学校取り組んでいる。いろいろないじめの対応についてやっていく。とはいえ、どうしても本当に重たい事案については難しいというのが現状。それをすぐに解決したというような形で言えない面もある。教育現場にいて厳しい状況であるということは認識しているので、子どもに寄り添いながらしっかりといじめに対応していく、その子の気持ちになって対応していくというのが一つである。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・国連の子ども権利委員会が、2 か月くらい前、いじめ問題についての日本の取り組みについて意見出したことを知っているか。ING といういじめのない学校づくりという標語を作ることに意味があるのではない。平成 24 年に教育委員会のメンバーと一緒にロサンゼルスに視察に行き、いじめ問題について調べてきたが、報告書には、学校が積極的に子どもたちがいじめキャンペーンをさせなさい、ということをまとめた。実際ロサンゼルス市では、高校でいじめについて子どもたちが発言する場をつくっている。そしてさらに市議会では、子どもたちがいじめについてこうしてほしい、ということ発言する機会がある。いじめのない学校づくりというのは、学校側、教育委員会側が受け身になって

いじめのない学校にしないといけないんだ、ということを行っているだけ。意見表明権がある子どもたちにもっと発言させる、そのキャンペーンを積極的にやるよう前から言っているのに、なぜ国連から言われないと伝わらないのか、と思っている。いじめキャンペーン、学校が子どもたちを中心にして発表会をすることが大事だと思う。みんなが知ることができるから。学校の先生がいじめのない学校にしないといけないよね、と疑心暗鬼にやっているのではなく、もっともっといじめをオープンに語られるような場を作っていく、これを学校は積極的にやるべきだと思っている。国連の子ども権利委員会の意見書、勧告書を見てください。

●事務局からの回答

- ・ご指摘のとおりで、いじめのない学校なんてない、というそういったところを前提で学校現場では話し合いをしている。ただ、理念として、やはりいじめのない学校を作っていこうというその理念は持っていくべきではないか、というところ。

- ・令和5年度まではINGキャンペーンは「いじめのない学校づくりキャンペーン」という名称だったが、各学校でいじめを積極的に認知して対応するとともに未然防止として児童生徒がいじめに加担することがないようにいじめを許さない取り組みをしている現状に合わせて、令和6年度から、「いじめのない学校づくり」という名称から、「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」という名称に変更した。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・主人公は子どもなんだ、ということを教育委員会が認識してほしい。学校が学校運営しているのではない。子どもの権利条約でもなっているわけだし、しかもアドボカシーの精神から言っても、子どもたちが発言する場は積極的に設けるべき。下田さんが教育長のときから変わっていない。

●事務局からの回答

- ・いじめのない学校づくりキャンペーンの中でも、子どもたちが意見を表明していじめ防止フラッグを作ったりして、そういったことも進めている。子どもたちが主人公でやっていきたい。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・日本は、いじめられた側のケアやそちらへのアプローチが多いと思うが、根本的にはいじめた側に問題がある。いじめる側の環境やいろんなところに問題があるからいじめが起きると思う。イギリスやアメリカなど海外は基本的にいじめる側のケアやアプローチに着手していると思うが、日本ではそういうアプローチはないのか。

●事務局からの回答

- ・もちろんいじめられた子のケアというのを第一優先に進めている。子ども応援委員会の中のスクールカウンセラーの中では、数としては少ないが、いじめた方にどういった形でアプローチしていくか、その子たちへのケアをどうしていくか、ということも取り組んでいるところ。

●民間オンライン学習プログラム導入による学習支援について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
248 民間オンライン学習プログラム導入による学習支援	【新規】 不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムを導入	● 民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	● 不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムを実施した。	☆☆☆

○委員からのご意見（グループ③）

- ・ひとり親家庭の学習支援事業には不登校の子もかなりいる。デキタスというアプリを学習支援の研修会の事業者説明会で聞き、子どもとお母さんにもお話ししたところ、全く不登校でずっと学校に行っていないが、学校からは聞いていない、ということがあった。できれば学校側の方でも不登校が続いていたらアプリが利用できるようなお知らせをしていただけるととても嬉しいなと思った。ゲームなどがすごく好きで、学校には行けないが、わくわくルームや学校の中にあるフリースクールに週に1回だけ行けるようになった子がいたため、少しお声がけいただけると使えるようになる人が増えるのではないかなと思う。広報やチラシがあっても聞かなくても教えていただける、という環境があるといいなと思った。

●事務局からの回答

- ・民間オンライン学習プログラムは、今年度はデキタスを使っている。昨年度のスタディサプリからデキタスに代わり、各学校に周知している。使用できるのは不登校児童生徒であるが、30日以上休んだ子を不登校児童生徒というような形で区切っている。不登校の見込みも含むという形で学校に周知しており、不登校気味であればデキタスのIDを渡せると学校に周知している。来月の校長連絡会で、各校長からデキタスのチラシを示し、学校の中でもう一度周知するようお願いする予定であり、不登校児童生徒の学習支援を進めていく。

施策 17 社会的養育が必要な子どもへの支援

●児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
197 児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援 【複・施策 20】	【拡充】 児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施	●児童養護施設等退所児童就労支援事業 就職者数 14 人 ●自立支援担当職員の配置 配置施設数 15 施設 ●社会的養育ステップハウス事業 定員数 8 人	●児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援、社会的養育ステップ事業を継続して実施した。	☆☆☆

○委員からのご意見（グループ③）

- ・名古屋市として児童虐待の枠組みも含めて、社会的養育にいる子どもたちにハガキを配り、お手紙が届いたときに調査をされていると思うが、その結果の返し方について、どのようにお手紙を書いた子どもたちにフィードバックしているか教えていただきたい。

●事務局からの回答

- ・権利擁護の関係のハガキだが、施設に入所する際や定期的に子ども福祉課、本庁の方に困ったことなどがあったら書いて出してね、という印刷がされているものになっており、そこに名前を書くのも書かないのも自由だが、出していただく、というもの。
- 届いたら、どこの施設かということが分かる形になっているので、そちらにお伺いして、ヒアリングをさせていただくことになっている。聞き取りを行わせていただいた中で、対象の子が分かっている場合についてはその子とお話しをさせていただき、どういう形にするといいかということも聞きながら進めさせていただいている。その子に直接的にお返しするということまではさせてはいただけないが、相談をしながら進めさせていただいている。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・実際に子どもたちから声が届いたときに、調査してみて、大きな枠組みでは措置児童に該当しない方、そういう場合も十分にあるかと思う。そのとき、やはり子どもの生活は同じ施設の中で続いていくわけなので、調査をした人から説明があることが私は望ましい形だと思うし、子どもは施設の職員との関係性に悩んでハガキを書いたとしたら、その施設の職員から調査結果はこうだったよ、該当しなかったよ、みたいな形でフィードバックがなされるというのは、若干問題があるように感じるので、ご検討いただけたらありがたいと思う。
- ・退所後の支援としては市営住宅等を提供し、自立援助ホーム職員の巡回による見守り支援を行っていく、ということだが、これは基本は市営住宅の方で一人暮らしをする中でどこかの援助ホームの職員の方に何か支援をしていただくという事業なのか、市営住宅を援助ホームとして利用しているのか、というところを具体的な中身についてお伺いしたい。

●事務局からの回答

- ・ステップハウス事業ということで、自立援助ホームを運営している法人さんに事業をお願いしている。市営住宅の場合は 2 人で 1 室だが、他にも民間の 1 人部屋、ワンルームのようなところを複数ご

用意しており、施設を退所した後 1 人で生活するには少し支援が必要な子たちに入ってもらい、生活を送っていただく。定期的に自立援助ホームを運営している法人さんの職員さんが巡回で生活の状況や就労はきちんと継続しているか、困っていることがないか、といった見守りをしながら立ち立ちできるような最後の一押しをしていくという事業。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・大きい枠組みで言うと、この市営住宅は一人暮らしとして利用しているが、援助ホームの方に少しお手伝いしていただく事業をされている、とそういう主旨か。

●事務局からの回答

- ・そのとおり。国の制度とは別で、自立と自立援助ホームの間ぐらいのところを市が独自にやらせていただいているものになる。実際はそういうノウハウをお持ちのため、自立援助ホームの職員さんに支援をしていただく、ということ。

○委員からのご意見（グループ③）

- ・名古屋市以外だが自立援助ホームの運営に携わるという仕事をしており、自立援助ホームの定員が 6 名、5 名というところで少ないため、新規のお子さんを受け入れるということがなかなか難しいという中で、そういった場所を提供していただくのはすごくありがたいことかと思う。

その他

●高校生世代以上向けの事業の充実について

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・高校生世代やそれを少し超える若者に関する事業の少なさを非常に感じている。

例えば「042 子どもの未来応援講師の配置」について、小中学校で行っていると思うが、基礎基本が抜け落ちて、どうしても好成績が取れないということで悩んで、就職や進学に障る子もいるので、こういったところを拡充されてもいいかと思う。

逆にすごくいい事例として、「053 市立高校生の海外派遣」では、学力の高い子どもだけではなく、様々な子どもが海外に行くことで、非常に伸びて帰ってくると感じている。

「235 学校内サロン推進事業」や「058 児童館における子どもの育成」における児童館の中高生タイムの拡充なども検討されているとは思いますが、高校生世代以上向けの事業がより充実していくといいと思う。

- ・「078 高校生世代への学習・相談支援事業」については、今後どうされていく予定なのか。
- ・わくわくプラン2029に記載がある「子どもの体験活動の推進」については、どう進められているのか。

●事務局からの回答

- ・高校生世代の学習・相談支援事業では、オンラインのアプリを使った支援をしている。中学生の学習支援事業では、大学生がサポーターとして教えているが、高校生向けだとサポーターは大学生が多くて教えきることが難しいということで、受験を目指せるよう高校生向けに、オンラインアプリ（スタディサプリ）を取り入れたところ。ただ、オンラインアプリが学校でも取り入れられるようになったということと、一方通行でアプリを使っても学習しにくいということもあり、利用が伸びないということもあり、大学などの受験を目指す高校生にとって効果的なツールについて検討しているところで、今より効果的なものにしていきたい、と思っているところ。
- ・体験活動拠点については、令和6年度から調査しているので、今回の資料である令和5年度の実施状況には記載がないが、次期わくわくプランの中では、新たな体験活動拠点の調査、設置運営、ということで、今後取り組みたい事業として掲載している。現在、プロポーザルで、調査会社として MURC のコンサルタントに入ってもらい、他都市の調査や、モデル事業を実施している。先日、小学校低学年を対象に、初日は子どもたちに、将来について保護者とも話し合いながら考えてもらい、2日目は劇団とメイクアップ関係の仕事から選んで体験してもらおうという、2日間のモデル事業を実施した。今年度も調査の段階なので、今後は調査の結果を踏まえてさらに試行実施を行うなど、本格実施に向けて検討しているところ。最終的に取りまとめて、こういった場でも議論しながら進めていきたいと思っている。

●広報・啓発について

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・いろいろな施策があるにも関わらず、市民が知らない部分が多いのではないかと。例えば、ぱっと見て、必要な情報がすぐ得られるようなホームページを作るなど、市民向けの啓発をお願いしたい。

●事務局の回答

- ・名古屋市の子ども子育てに関する様々な事業に関して言えることかと思う。いろんなことをやっていても市民の方が知らない、ということではいけない。しっかり啓発していく、分かりやすく発信していくことの重要性についてのご意見だったかと思うので、今後の施策に生かしていきたい。

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・たくさん施策がありいろんな取り組みをされているが、一方でそれが市民にどう伝わっているのか。ホームページの話もあったが、ぜひ今後可能であれば、事業をホームページで一元化して見られるようにできるといい。子ども家庭庁のホームページはうまいなと思う。子どもが検索でき、子ども向け。名古屋市の子どもが困ったときにどういう手立てがあるのか、どこに遊び場があるのかといったことを検索できるようなホームページのあり方について、一緒に考えていただけるといいと思う。

●事務局の回答

- ・市民の方、子ども向けにも、ということでご意見をいただいた。こうした会議も含め、子どもの施策を考えていくときに、子どもの意見が重要になってくる。そのためにも、子どもが自分たちに関してどんな取り組みがなされているのか、ということを知らないことにはなかなか声をあげるどころかどうしていいかわからない、ということではいけない、というご意見でもあったかと感じている。参考にさせていただきたい。
- ・子どもたち向けということでご意見をいただいたが、保護者向けとして、子育て支援アプリ「NAGOMii」を展開しており、これまで市民の方に、約11万5千ダウンロードいただいている。基本的に妊婦の方や、0歳から5歳、就学前のお子さんの保護者を対象にしているが、遊び場の施設マップや、子育て支援事業や保育所、イベントなどの子育て支援情報を掲載している。また、子どもの生年月日を登録すると、それに合わせたプッシュ通知による情報提供も行っている。「NAGOMii」について、アクセシビリティをよくして、より活用いただけるように展開していきたい。

○委員からのご意見（グループ①②）

- ・子どもが6歳でこども園に通っているが、園からチラシをもらってくる。なごもっかやNAGOMiiなど、園からのチラシで知った施策がたくさんあった。今後も、園などでのチラシ配布を続けていただき、施策について保護者の目に触れる機会を増やしていただきたいと思う。
- ただ、支援を知ってもそれを利用するまでには、もう一歩、勇気が必要になると感じていて、もう少し気軽に、支援につながれるようになる何かがあればいいと感じる。

●事務局の回答

- ・実際にお子さんを育てられている立場からのご意見だったと思う。チラシの作り方や、アクセスの仕方、実際に支援につながったときの対応の雰囲気など、様々な観点で、支援につながりやすくしていく取り組みが必要かと感じたところ。

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画
令和 5 年度における実施状況」にかかるとご意見及びご質問とその回答について

※ご意見の内容は、一部要約・補足して掲載しています。

施策 9 地域全体での子育て支援

●地域子育て支援拠点事業について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
111 子育て応援拠点 事業	【新規】 支援を必要とする子育て親子を 支え、子育ての負担感や不安 感を軽減するとともに、児童虐待 の未然防止につなげるため、子 育て親子の交流の場のほか、一 時預かりや相談支援などより充 実した支援を提供する子育て応 援拠点を設置	●子育て応援拠点 14 か所 (令和 6 年 3 月末)	●引き続き 14 か所で 運営。地域での子育 て支援の充実をはかつ た。	☆☆☆
112 地域子育て支援 拠点事業	【継続】 乳幼児及びその保護者が相互 の交流を行う場所を開設し、子 育てについての相談、情報の提 供、助言その他の援助を行う地 域子育て支援拠点を設置	●地域子育て支援拠点 47 か所 ●子育て応援拠点 14 か所 ●子ども・子育て支援セン ター 1 か所 ●地域子育て支援セン ター 50 か所 ●児童館等 17 か所	●全中学校区で実施 した。	☆☆☆
113 子ども・子育て支 援センターの運営	【継続】 子育て支援の拠点施設として、 子どもを生み育てやすい環境づ くりを促進するため、子育て家庭を 支援するネットワークづくりを進め るほか、情報発信、講座の企画 運営、キッズパーク運営、企業 連携などを推進	●キッズパーク利用者数 23,259 人 ●サイトへのアクセス数 (トップページ) 59,197 件 ●講座参加者数 2,368 人 ●相談件数 4,127 件	●子育て支援関係機 関等の連携を強化す ることにより、地域にお ける子育て家庭への 支援を促進した。	☆☆☆

○市民からのご意見

- ・中学校区毎に設置されている「地域子育て支援拠点」は市民生活に密着した事業として期待が大きいので、その機能を各地域の事情・子育てニーズに対応できるようさらに強化するとともに、質の向上を図るためにも拠点間・行政とのネットワークを強化してほしい。

●ご意見に対する市の考え方

- ・身近な子育て支援の場である「地域子育て支援拠点」において、各地域の子育てニーズに対応した運営ができるよう、相談機能の強化や質の向上を図るため、運営スタッフ向けの研修を実施します。また、拠点間の交流の機会を設けるなど、好事例の横展開を図ります。

●エリア支援保育所事業について

事業名	事業概要	令和 5 年度の実施状況		
		実績	評価	
119 エリア支援保育 所事業 【複・施策 6】	【拡充】 公立保育所をエリア支援保育所 と位置づけ、公立・民間保育所 などが一体となって保育の質を高 めるとともに、地域のすべての子ど も・子育て家庭を支援	●か所数増 47 か所→53 か所 (+6 か所)	●平成 27 年度に 3 か所で実施したこと に始まり、毎年実施か所 を増やしているため、 計画を達成したと言 える。	☆☆☆

○市民からのご意見

- ・エリア支援保育所が、各区の子育て支援事業を統括・支援し、各区の子育て支援ネットワークの中心的な役割を担ってほしい。

●ご意見に対する市の考え方

- ・本市では、公立保育所をエリア支援保育所と位置付け、地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、教育・保育施設等の研修をはじめとする事業の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート、地域の子育て家庭への支援のための企画・調整等を行っています。

今後も地域にある子育てサロンや地域子育て支援拠点等、様々な社会資源と連携を取りながら、子育て家庭への支援を行ってまいります。

また、区役所や保健センターと連携しながら、地域の課題を解決できるように役割を果たしていきたいと考えています。

その他

●進捗管理について

○市民からのご意見

- ・計画進捗管理を担当する部局において、5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）を総括した評価をしたうえで、そこで把握した課題を今後の計画推進に生かしてほしい。

●ご意見に対する市の考え方

- ・令和 7 年度に、なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 の計画期間（令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間）を総括した評価を行い、公表します。把握した課題や改善点については、今後の事業運営や総合的な計画の推進に生かしてまいります。

＜報告事項 1＞

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029
名古屋市子どもに関する総合計画」にかかる
パブリックコメントの概要等について

なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画（案） パブリックコメントの概要

1 意見募集期間

令和6年12月18日（水）～令和7年1月17日（金）

2 市民意見提出状況

（1）提出方法別の人数及び件数

区 分		人 数	件 数
郵 送	大 人	2 人	11 件
	子ども	2 人	3 件
ファックス	大 人	87 人	91 件
	子ども	0 人	0 件
電子メール	大 人	9 人	10 件
	子ども	0 人	0 件
Logo フォーム	大 人	27 人	64 件
	子ども	16 人	29 件
持 参	大 人	0 人	0 件
	子ども	0 人	0 件
計	大 人	125 人	176 件
	子ども	18 人	32 件

〈補足〉ファックスによる提出者 87 人の意見はすべて、「留守家庭児童健全育成事業助成」にかかるもの

（2）市民意見の内訳

【大人】

項 目	件 数
計画策定の考え方	2 件
めざす姿	2 件
現状と課題	0 件
計画の基本的な視点	4 件
施策・事業	166 件
子ども・子育て支援事業計画	1 件
その他	1 件

【大人】施策別意見数

施 策 名		件 数
施策 1	子どもの権利を守り生かすことへの支援	1 件
施策 2	子どもの健康・いのちの支援	7 件
施策 3	安全・安心で快適に過ごせる環境づくり	9 件
施策 4	多様な居場所と交流・体験の支援	107 件
施策 5	子ども中心の学びの支援	5 件
施策 6	子ども・若者の未来の応援	2 件
施策 7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	8 件
施策 8	経済的負担の軽減	1 件
施策 9	地域全体での子育て支援	8 件
施策 10	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	1 件
施策 11	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	7 件
施策 12	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	0 件
施策 13	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	7 件
施策 14	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	1 件
施策 15	社会的養育が必要な子どもへの支援	0 件
施策 16	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	0 件
施策 17	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	1 件
施策 18	外国につながる子どもとその家庭への支援	2 件
施策 19	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	0 件
施策 20	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり	0 件

※複数施策にまたがる意見を含むため、「施策・事業」への意見提出総件数と合計が一致しない。

〈補足〉施策 4 への意見 107 件のうち 102 件は「留守家庭児童健全育成事業助成」にかかるもの

【子ども】

項 目	件 数
子どもの権利	1 件
健康・いのち	2 件
安全で快適な環境	3 件
居場所と交流・体験	6 件
学び（学校生活）	3 件
その他	17 件

なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画（案）
所管事務調査（名古屋市会（教育子ども委員会））及びパブリックコメントを経て変更した点

該当 か所	修正の内容											
施策 5・17	【修正前】											
	115 校内の教室以外 の居場所づくり	【拡充】 教室に入れない生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進							校内の教室以外 の居場所づくり ▶中学校 51校	校内の教室以外 の居場所づくり ▶中学校 全校	教育 委員会	
	複・施策5 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生				若者
		子ども					○					
		保護者										
	【修正後】											
	115 校内の教室以外 の居場所づくり	【拡充】 教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進							校内の教室以外 の居場所づくり ▶中学校 51校	校内の教室以外 の居場所づくり ▶中学校 全校 (夜間中学を除く) ▶小学校 実施	教育 委員会	
	複・施策5 ★	対象	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生				若者
		子ども				○	○					
		保護者										

該当 か所	修正の内容				
施策 14	【修正前】 掲載無し				
	【修正後】				
	214 妊産婦等生活援助事業	【新規】 家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供及び養育等にかかる情報提供を実施			実施事業所数 2か所 子ども 青少年局
		対象	出産前	0～2歳	
		子ども			
		保護者	○	○	

＜報告事項2＞

「第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」にかかるパブリックコメントの概要について

第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（案）パブリックコメントの概要

1 意見募集期間

令和6年12月18日（水） ～ 令和7年1月17日（金）

2 市民意見提出状況

(1) 提出方法別の人数及び件数

区 分	人 数	件 数
郵 送	0 人	0 件
ファックス	0 人	0 件
電子メール	1 人	2 件
直接持参等	0 人	0 件
計	1 人	2 件

(2) 市民意見の内訳

項 目	件 数
第1章 計画の策定にあたって	2 件
第2章 ひとり親家庭等の現状と課題	0 件
第3章 施策の方向性	0 件
第4章 施策の展開	0 件
1 相談支援体制の充実・わかりやすい情報提供	0 件
2 子育てや生活の負担軽減	0 件
3 一人ひとりに寄り添った就業支援	0 件
4 養育費・親子交流の支援	0 件
5 経済的支援	0 件
6 子どもの生活や教育・進学への支援	0 件

令和 7 年 2 月 3 日
資料 4

＜報告事項 3＞

教育・保育部会の開催状況について

教育・保育部会の開催状況について

1 所掌事務

- 幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議に関すること
- 支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること
- その他子ども・子育て支援新制度の施行に関すること

2 部会委員の構成（令和6年度）

（令和7年2月3日時点）

氏 名	所属団体等
◎ 上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
水野 孝一	名古屋市教育委員会
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

◎：部会長

（敬称略・五十音順）

3 開催経過

開催日	内 容
令和6年 12月8日 （令和6年度 第2回）	＜報告＞ ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について ＜その他＞ ○3歳未満児の保育料制度について

開催日	内 容
令和 7 年 1 月 28 日 (令和 6 年度 第 3 回)	< 報告 > ○保育提供体制の確保のための実施計画等について ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設について < 議題 > ○認定こども園における認定・利用定員の設定について ○令和 7 年 4 月における新たな利用定員の設定について

4 開催期間中の審議事項等

【令和 6 年度第 2 回教育・保育部会】

（１）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

令和 8 年度より新たな給付制度として全ての自治体で実施される予定の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、現時点での国の動きや本市条例案の検討状況等の報告を行った。

（２）3 歳未満児の保育料制度について

令和 6 年 11 月市会での議論を受け、現時点での保育料制度の説明を行った。

【令和 6 年度第 3 回教育・保育部会】

（１）保育提供体制の確保のための実施計画等について

今後に国への提出が求められることになる「保育提供体制の確保のための実施計画」等について、現時点での概要の報告を行った。

（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、現時点での国の動きや本市条例案の検討状況、他都市の状況等の報告を行った。

（３）認定こども園の認定・利用定員の設定について

認定こども園の認定・利用定員の設定について、意見聴取を行った。（認定こども園法第 17 条第 3 項、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項及び第 43 条第 2 項）

（４）令和 7 年 4 月における新たな利用定員の設定について

令和 7 年 4 月に新たに利用定員を設定する教育・保育施設について、意見聴取を行った。（子ども・子育て支援法第 43 条第 2 項）

＜報告事項 4＞

「子ども会活動振興策の方向性」について

子ども会活動振興策の方向性（概要）

1 策定の趣旨

子ども会活動は、子どもにとって、身近な地域で異年齢の子どもの交流や幅広い体験活動、地域の大人との関わりを通じて、継続的な心身両面の成長・発達につながる非常に意義のある取り組みです。

しかしながら、子ども会については、減少傾向が継続しており、特に近年は、その傾向が顕著になっているため、多くの地域の子どもの子ども会活動に参加する機会を失う状況になっています。

減少の主な要因としては、運営に携わる保護者の負担の大きさなどがあると考えられるため、今般、保護者負担の軽減を重点とした今後の子ども会活動の振興に向けた施策の方向性を策定し、方向性に基づき各種支援策を着実に進めることで、子ども会活動が子どもや保護者にとって魅力的なものとなるよう、活動の活性化を図るものです。

2 基本理念

子どもが遊び、学び、交流し、体験する機会は、子どもが生まれながらにして持つ権利であり、子どもの成長にとって非常に大切です。

このような機会を地域で提供している子ども会活動を活性化することで、子どもたちが身近な地域で異年齢の子どもや大人と交わりながら、のびのびと豊かに育つことをめざします。

また、子ども会活動が保護者にとっても、身近な地域で子どもの成長を見守りながら交流を深めることができる魅力的なものとなることをめざします。

3 基本方針

（１）保護者負担の軽減

- ・運営に携わる保護者負担の大きさが子ども会の団体数や会員数の減少につながっていることを踏まえ、ＩＣＴツールの活用を始めとした運営の効率化を進めることで早急に負担軽減を図ります。
- ・保護者を始めとする子ども会関係者から運営の効率化や子ども会活動の活性化に向けたアイデア・実践例等を募り、発信する仕組みを作ることで、開かれた子ども会活動をめざします。
- ・子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、市や町内会・自治会等の地域団体とともに、学生・ＮＰＯ法人など、多様な支え手が幅広く関わる子ども会活動をめざします。

（２）参加機会の充実

- ・子ども会の新設・再開につながる取り組みや子ども会のない地域における参加の仕組みを設けます。

（３）活動の魅力向上と効果的なＰＲの実施

- ・子どもたち自身が企画運営に関わる「子どもの手による子ども会活動」の促進などを通じ、子ども会活動の魅力向上を図ります。
- ・子ども会活動の魅力が子どもや保護者を始め、幅広く市民に届くよう、子ども会活動のＰＲを強化します。

4 基本方針に基づく子ども会活動振興策の方向性

保護者負担の軽減

(1) 運営の効率化

- ・講習会や専門家派遣によるサポートなどを通じて、ウェブ会議システムやチャットツールなどのコミュニケーションツールの活用を促進し、会議や行事の準備など、子ども会運営の効率化が進むように支援していきます。
- ・子ども会役員の不安や負担を減らすために、I C Tの活用も含めた子ども会運営のマニュアルや相談事例集を作成し、動画配信などを活用して提供します。
- ・保護者を始めとする子ども会の関係者から、運営の効率化や子ども会活動を盛り上げるためのアイデア、実践例などをウェブサイト上に集積し、情報を共有するデジタルプラットフォームを整備することで、活動事例の共有を進めるとともに、寄せられた意見等について、市の今後の取り組みに反映させていきます。
- ・市の助成金の申請手続きを簡単にするとともに、過去の申請内容も確認しながら作成できるように、クラウドサービスを使って、オンラインで申請できるようにします。
- ・子ども会からの相談対応やリーダー養成などを実施している区子ども会育成者組織や学区子ども会育成者組織（以下、「区子連等」という。）の負担軽減をはかるため、会議の開催方法の見直しなど、運営を効率化する必要があることを子ども会関係者に伝えるとともに、会議のファシリテーターなどの外部の専門家による相談支援を行いながら、効率化を促進します。

(2) 多様な支え手の確保

- ・子ども会の行事を支えるために活動している、子ども会ボランティアサークルは、会員数が減少したり、コロナ禍の影響で活動の機会が減ったりするなど、以前と同じような活動を続けることが難しくなっています。ボランティアサークルの意見も聞きながら、ボランティア会員の募集や研修、交流会の開催など、活動の活性化につながる支援策を検討していきます。

保護者負担の軽減（続き）

- ・子ども会活動アシストバンク事業では、行事当日の運営補助者の派遣を始め、行事の企画、準備段階からの相談支援、ミニゲーム・活動事例の発信など、子ども会運営に関して、幅広く負担軽減につながる事業を実施しています。負担軽減策の強化を図るため、発信情報を充実するとともに、現在対象としている4区から、実施区の拡大を進めていきます。
- ・町内会や自治会などの地域団体と子ども会が一緒に活動することで、活発に活動している子ども会の事例を紹介していきます。
- ・多様な支え手の協力を得た運営につながるように、学生やNPO法人などの意見を直接聞きながら、子ども会が望む支援内容と提供できる支援内容をつなげる仕組みを検討していきます。

参加機会の充実

（１）地域の特性に応じた参加機会の充実

- ・子ども会活動が行われていない地域の子どもの参加機会を確保するため、休止していた子ども会の統合による再開事例や学区単位での新設事例など、地域の特性に応じた取り組みを紹介するとともに、子ども会の新設等を促進するため、設立に必要な手続きの助言や地域への説明をサポートする仕組みを検討していきます。
- ・子ども会に加入していない子どもや子ども会がない地域の子どもでも、子ども会活動を体験できるよう、区子連等で、地域の子どもたち全員を対象にしたイベントを実施するための支援策を検討していきます。
- ・子ども会活動が行われていない地域が増加している状況を踏まえ、従来の考えとは異なった、保護者以外の支え手に関わる新たな形で、子ども主体の子ども会活動を区などの大きな単位で実施します。

活動の魅力向上と効果的なPRの実施

(1) 活動の魅力向上

- ・現在モデル事業として実施している、子ども自身が子ども会の行事を企画・運営する取り組みについては、子どもや保護者の満足度が非常に高い。この取り組みをさらに推進するため、保護者以外の支え手に関わる新たな形で、子ども主体の子ども会活動を区などの大きな単位で実施するとともに、そのノウハウも踏まえた、研修会の開催やファシリテーターの派遣などにより、子ども主体の取り組みを地域子ども会などにも、広げていきます。
- ・現在4区を対象としている子ども会活動アシストバンク事業では、多様なイベント企画を提供しており、子ども会ごとの異なるニーズに対応することで、活動の魅力向上につながっているため、企画内容を充実するとともに、実施区の拡大を進めることで、子ども会行事の魅力向上につなげていきます。

(2) 効果的なPRの実施

- ・子ども会活動に参加するきっかけとしては、参加経験のある子どもや保護者からの口コミが大きな影響を与えています。参加経験のない子どもや保護者にも、子ども会活動の魅力が伝わるように、SNSツールの活用方法のサポートなど、参加者による魅力発信の支援を検討します。
- ・子ども会の支え手を広げ、活性化を図るためには、幅広く、市民向けに活動の重要性や活動内容を届ける必要があります。広報誌や動画配信など、さまざまな方法で情報を発信し、市民の方々に子ども会の意義を広く伝える取り組みを進めます。

5 今後について

子ども会の振興に向けては、令和7年度から11年度を計画期間とする予定の「次期子どもに関する総合計画」において、加入率の増加、保護者負担の軽減及び参加者満足度の向上に関する具体的な目標を定めます。

また、本方向性に基づき実施する新たな支援策については、子どもや保護者に対するアンケートなどを実施することで、定期的に目標達成に向けた進捗状況の確認を行いながら、有識者を含めた施策効果の検証を実施し、必要な改善策を講じていきます。

子ども会活動は、子どもの豊かな育ちに非常に大切な取り組みであるため、今後より一層、関係機関とも連携しながら、着実に支援策を進めていくことで、活動の活性化を図ります。



子ども会活動振興策の方向性

令和6年12月

名古屋市

目 次

	頁
1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 本市の子ども会活動の現状と主な課題・・・・・・・・	1
3 子ども会活動の振興に向けた基本理念及び基本方針	
(1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 基本方針に基づく子ども会活動振興策の方向性	
(1) 保護者負担の軽減・・・・・・・・	6
(2) 参加機会の充実・・・・・・・・	8
(3) 活動の魅力向上と効果的なPRの実施・・・・・・・・	9
5 今後について・・・・・・・・	10

参考資料

(1) 地域子ども会の団体数及び会員数の推移・・・・・・・・	11
(2) 現行の子ども会に対する支援策・・・・・・・・	12
(3) 子ども会活動の振興策の方向性策定に向けた調査・検討・・・・・・・・	15
(4) 「子ども会活動の振興に向けた方向性」について（意見書）の概要・・	18

1 策定の趣旨

保護者を始めとする子ども会の育成者や指導者、地域のさまざまな方に支えられている子ども会活動は、子どもにとって、身近な地域で異年齢の子どもの交流や幅広い体験活動、地域の大人との関わりを通じて、継続的な心身両面の成長・発達につながる非常に意義のある取り組みです。

また、子どもにとっては、学校や家庭以外で過ごす居場所も重要であり、子ども会が身近な地域における子どもの居場所となることで、子どもたちが地域に関心を寄せるきっかけになるものと考えられます。

しかしながら、子ども会については、全国的に会員数及び団体数が減少しているなか、本市においても減少傾向が継続しており、特に近年は、その傾向が顕著になっているため、多くの地域の子どもの子ども会活動に参加する機会を失う状況になっています。

減少の主な要因としては、運営に携わる保護者の負担の大きさなどがあると考えられるため、今般、保護者負担の軽減を重点とした今後の子ども会活動の振興に向けた施策の方向性を策定し、方向性に基づき各種支援策を着実に進めることで、子ども会活動が子どもや保護者にとって魅力的なものとなるよう、活動の活性化を図るものです。

2 本市の子ども会活動の現状と主な課題

(1) 保護者負担の軽減

区分	内容
現 状	・保護者を対象としたアンケート調査（注1）では、子ども会活動を負担に感じる（「かなり負担に感じる（感じた）」及び「少し負担に感じる（感じた）」の合計）と回答した方が全体の6割を占めています。 ・同調査では負担に感じる内容として、「役員や活動の手伝いが大変なこと（82.4%）」や「子ども会活動のための会議に時間がとられること（51.6%）」が上位を占めています。 ・子ども会役員を対象としたアンケート調査（注2）では、地域子ども会の行事のサポートとしてあったらよいものとしては、「行事プランやイベント提供者の情報提供（39.2%）」や「行事当日の運営補助スタッフの派遣（31.5%）」が上位を占めています。 ・同調査では地域子ども会の役員同士の連絡や情報共有については、ICTツールを活用して効率化を図ることで、負担軽減につながるとの意見がありました。

区分	内容
主な課題	・近年の子ども会活動については、運営に携わる保護者の多くが子ども会活動を負担に感じており、保護者負担の大きさが会員数や団体数の減少につながっているため、早急に負担軽減につながる取り組みが必要です。
(参考) 有識者会議 からの意見 (注3)	・活動を支える保護者の負担感が大きくなっていることから、保護者に活動の担い手としての役割を期待することが難しくなっている状況が見受けられる。 ・特に、近年、保護者の負担感から子ども会への参加を回避する状況が顕著に見られており、ICTツールを活用した行事や会議の効率化に対する支援、市が交付する助成金の申請手続きの簡素化等を通じて、早急に保護者の負担軽減につながる仕組みを検討する必要がある。 ・また、保護者以外の支え手として、子ども会ボランティアサークルへの支援の強化や子ども会活動アシストバンク事業の本格実施、学生・NPO法人等との連携などを進める必要がある。

(注1) 令和6年5月に実施した市内の小学1年生～中学1年生の子ども保護者を対象としたアンケート調査の意見 (P17 参照)

(注2) 令和4年7月実施に実施した学区子ども会育成者組織（以下、「学区子連」という。）代表者を対象としたアンケート調査の意見 (P15 参照)

(注3) 有識者会議とは、「名古屋市子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討会議」をいう。(P18 参照)

(2) 参加機会の充実

区分	内容
現 状	・主に町内会・自治会単位で組織される地域子ども会の団体数（注）は、平成26年度から令和5年度までの10年間で、2,258団体から1,501団体へ減少しています。 ・学区単位で組織される学区子連の団体数（注）についても、平成26年度から令和5年度までの10年間で、214団体から137団体へ減少しています。

区分	内容
主な課題	・近年の子ども会の団体数の減少を受け、子ども会活動に参加したくても参加できない地域があるため、どの地域でも参加の機会が確保できるよう支援する必要があります。
(参考) 有識者会議 からの意見	・近年の団体数減少を受け、活動が行われていない地域も少なくないことから、子ども会の新設につながる取り組みや子ども会のない地域における参加の仕組みを検討する必要がある。

(注) 地域子ども会の団体数および学区子連の団体数は、助成金の交付決定団体数

(3) 活動の魅力向上と効果的なPRの実施

区分	内容
現 状	・子どもを対象としたアンケート調査(注1)では、子ども会に加入している、または加入していたことがある子どもの7割以上が「楽しい」または「まあまあ楽しい」と回答しています。 ・同調査では子ども会に加入していない(加入していたことはない)子どもの8割以上が「加入したくない」または「どちらでもない(わからない)」と回答しており、加入したくない理由として、「子ども会の活動は、楽しそうだと思わない(28.1%)」や「子ども会がどういう活動をしているかわからない(26.6%)」という意見がありました。 ・子ども主体の子ども会行事の参加者へのアンケート調査(注2)では、子ども全員から、「行事を通じて子ども会活動を好きになった」や「今後、友だちやきょうだいに子ども会に入ることを勧めたい」と回答がありました。 ・同調査では保護者からも「子どもスタッフが大きな声でいきいきと対応していた。」などの意見がありました。
主な課題	・近年、子どもの休日の過ごし方が多様化する中で、子どもが進んで参加したくなるよう、子ども会ならではの活動の魅力を高める必要があります。 ・また、子ども会の活動の魅力を幅広く伝えるための、効果的なPRに取り組む必要があります。

区分	内容
(参考) 有識者会議 からの意見	・子ども会の魅力向上には、子ども自身が主体的に行事の企画や運営に携わる取り組みが必要であり、子どもワークショップに対する運営支援などの取り組みが必要である。 ・子ども会への加入や継続につながる要因としては、子どもや保護者同士の推奨が重要になると考えられることから、子どもや保護者の子ども会に対する愛着をさらに高める取り組みを進める必要がある。

(注 1) 令和 6 年 5 月に実施した市内の小学 1 年生～中学 1 年生の子どもを対象としたアンケート調査の意見 (P17 参照)

(注 2) 令和 5 年 8 月に実施した子どもが主体となって企画運営を行う子ども会行事の参加者を対象としたアンケート調査の意見 (P16 参照)



3 子ども会活動の振興に向けた基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

子どもが遊び、学び、交流し、体験する機会は、子どもが生まれながらにして持つ権利であり、子どもの成長にとって非常に大切です。

このような機会を地域で提供している子ども会活動を活性化することで、子どもたちが身近な地域で異年齢の子どもや大人と交わりながら、のびのびと豊かに育つことをめざします。

また、子ども会活動が保護者にとっても、身近な地域で子どもの成長を見守りながら交流を深めることができる魅力的なものとなることをめざします。

(2) 基本方針

① 保護者負担の軽減

- ・運営に携わる保護者負担の大きさが子ども会の団体数や会員数の減少につながっていることを踏まえ、ICTツールの活用を始めとした運営の効率化を進めることで早急に負担軽減を図ります。
- ・保護者を始めとする子ども会関係者から運営の効率化や子ども会活動の活性化に向けたアイデア・実践例等を募り、発信する仕組みを作ること、開かれた子ども会活動をめざします。
- ・子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、市や町内会・自治会等の地域団体とともに、学生・NPO法人など、多様な支え手が幅広く関わる子ども会活動をめざします。

② 参加機会の充実

- ・子ども会の新設・再開につながる取り組みや子ども会のない地域における参加の仕組みを設けます。

③ 活動の魅力向上と効果的なPRの実施

- ・子どもたち自身が企画運営に関わる「子どもの手による子ども会活動」の促進などを通じ、子ども会活動の魅力向上を図ります。
- ・子ども会活動の魅力が子どもや保護者を始め、幅広く市民に届くよう、子ども会活動のPRを強化します。

4 基本方針に基づく子ども会活動振興策の方向性

(1) 保護者負担の軽減

区分	振興策	内 容
運 営 の 効 率 化	○ I C Tツールの活用促進	・ 講習会や専門家派遣によるサポートなどを通じて、ウェブ会議システムやチャットツールなどのコミュニケーションツールの活用を促進し、会議や行事の準備など、子ども会運営の効率化が進むように支援していきます。
	○子ども会の運営事務マニュアルや相談対応事例集の作成・配信	・ 子ども会役員の不安や負担を減らすために、I C Tの活用も含めた子ども会運営のマニュアルや相談事例集を作成し、動画配信などを活用して提供します。
	○子ども会運営情報の集約・発信ができるデジタルプラットフォームの整備	・ 保護者を始めとする子ども会の関係者から、運営の効率化や子ども会活動を盛り上げるためのアイデア、実践例などをウェブサイト上に集積し、情報を共有するデジタルプラットフォームを整備することで、活動事例の共有を進めるとともに、寄せられた意見等について、市の今後の取り組みに反映させていきます。
	○子ども会運営助成金の申請手続きのオンライン化	・ 市の助成金の申請手続きを簡単にするとともに、過去の申請内容も確認しながら作成できるように、クラウドサービスを使って、オンラインで申請できるようにします。
	○区子連等の運営の効率化に向けた支援	・ 子ども会からの相談対応やリーダー養成などを実施している区子ども会育成者組織や学区子ども会育成者組織（以下、「区子連等」という。）の負担軽減をはかるため、会議の開催方法の見直しなど、運営を効率化する必要があることを子ども会関係者に伝えるとともに、会議のファシリテーターなどの外部の専門家による相談支援を行いながら、効率化を促進します。

区分	振興策	内 容
多様な 支え手 の確保	○子ども会ボランティアサークルに対する支援の充実	・子ども会の行事を支えるために活動している、子ども会ボランティアサークルは、会員数が減少したり、コロナ禍の影響で活動の機会が減ったりするなど、以前と同じような活動を続けることが難しくなっています。 ・ボランティアサークルの意見も聞きながら、ボランティア会員の募集や研修、交流会の開催など、活動の活性化につながる支援策を検討していきます。
	○子ども会活動アシストバンク事業の拡充による負担軽減の強化	・子ども会活動アシストバンク事業では、行事当日の運営補助者の派遣を始め、行事の企画、準備段階からの相談支援、ミニゲーム・活動事例の発信など、子ども会運営に関して、幅広く負担軽減につながる事業を実施しています。 ・負担軽減策の強化を図るため、発信情報を充実するとともに、現在対象としている4区から、実施区の拡大を進めていきます。
	○地域団体との連携・交流事例の発信	・町内会や自治会などの地域団体と子ども会が一緒に活動することで、活発に活動している子ども会の事例を紹介していきます。
	○子ども会と学生・NPO法人等との連携に向けた仕組みづくりの検討	・多様な支え手の協力を得た運営につながるように、学生やNPO法人などの意見を直接聞きながら、子ども会が望む支援内容と提供できる支援内容をつなげる仕組みを検討していきます。

(2) 参加機会の充実

区 分	振興策	内 容
地 域 の 特 性 に 応 じ た 参 加 機 会 の 充 実	○地域子ども会の新設等につながる支援	・ 子ども会活動が行われていない地域の子どもの参加機会を確保するため、休止していた子ども会の統合による再開事例や学区単位での新設事例など、地域の特性に応じた取り組みを紹介するとともに、子ども会の新設等を促進するため、設立に必要な手続きの助言や地域への説明をサポートする仕組みを検討していきます。
	○区子連等における地域のすべての子どもを対象とした行事の促進	・ 子ども会に加入していない子どもや子ども会がない地域の子どものも、子ども会活動を体験できるよう、区子連等で、地域の子どもの全員を対象にしたイベントを実施するための支援策を検討していきます。
	○新たな子ども会活動の検討	・ 子ども会活動が行われていない地域が増加している状況を踏まえ、従来の考えとは異なった、保護者以外の支え手に関わる新たな形で、子ども主体の子ども会活動を区などの大きな単位で実施します。

(3) 活動の魅力向上と効果的なPRの実施

区 分	振興策	内 容
活動の魅力向上	○子どもが主体となって企画・運営する子ども会活動の推進	・現在モデル事業として実施している、子ども自身が子ども会の行事を企画・運営する取り組みについては、子どもや保護者の満足度が非常に高い。 ・この取り組みをさらに推進するため、保護者以外の支え手に関わる新たな形で、子ども主体の子ども会活動を区などの大きな単位で実施するとともに、そのノウハウも踏まえた、研修会の開催やファシリテーターの派遣などにより、子ども主体の取り組みを地域子ども会などにも、広げていきます。
	○子ども会活動アシストバンク事業の拡充による魅力向上	・現在4区を対象としている子ども会活動アシストバンク事業では、多様なイベント企画を提供しており、子ども会ごとの異なるニーズに対応することで、活動の魅力向上につながっているため、企画内容を充実するとともに、実施区の拡大を進めることで、子ども会行事の魅力向上につなげていきます。
効果的なPRの実施	○参加者による魅力発信の支援	・子ども会活動に参加するきっかけとしては、参加経験のある子どもや保護者からの口コミが大きな影響を与えています。参加経験のない子どもや保護者にも、子ども会活動の魅力が伝わるように、SNSツールの活用方法のサポートなど、参加者による魅力発信の支援を検討します。
	○多様な手段による情報発信の強化	・子ども会の支え手を広げ、活性化を図るためには、幅広く、市民向けに活動の重要性や活動内容を届ける必要があります。 ・広報誌や動画配信など、さまざまな方法で情報を発信し、市民の方々に子ども会の意義を広く伝える取り組みを進めます。

5 今後について

子ども会の振興に向けては、令和7年度から11年度を計画期間とする予定の「次期子どもに関する総合計画」において、加入率の増加、保護者負担の軽減及び参加者満足度の向上に関する具体的な目標を定めます。

また、本方向性に基づき実施する新たな支援策については、子どもや保護者に対するアンケートなどを実施することで、定期的に目標達成に向けた進捗状況の確認を行いながら、有識者を含めた施策効果の検証を実施し、必要な改善策を講じていきます。

子ども会活動は、子どもの豊かな育ちに非常に大切な取り組みであるため、今後より一層、関係機関とも連携しながら、着実に支援策を進めていくことで、活動の活性化を図ります。



参考資料 1 地域子ども会の団体数及び会員数の推移

年度	団体数 単位：団体	会員数 単位：人	年度	団体数 単位：団体	会員数 単位：人
S48	2,739	186,563	H11	3,189	113,141
49	2,948	199,212	12	3,117	107,848
50	3,113	205,072	13	3,028	104,715
51	3,262	212,833	14	2,969	102,123
52	3,399	217,465	15	2,919	100,108
53	3,506	219,509	16	2,863	96,713
54	3,614	(注1)224,166	17	2,802	93,948
55	3,688	221,037	18	2,739	91,931
56	3,766	222,529	19	2,690	90,557
57	3,809	220,636	20	2,657	86,283
58	3,841	215,626	21	2,601	83,558
59	3,857	210,677	22	2,526	80,563
60	3,845	205,771	23	2,467	79,024
61	(注2)3,862	195,816	24	2,382	75,514
62	3,849	185,202	25	2,314	73,268
63	3,806	178,048	26	2,258	70,699
H元	3,751	167,626	27	2,192	68,513
2	3,708	162,315	28	2,130	67,028
3	3,668	154,937	29	2,026	63,360
4	3,607	149,905	30	2,013	60,770
5	3,538	143,419	R元	1,916	56,994
6	3,496	138,027	2	1,813	53,273
7	3,406	133,354	3	1,721	48,380
8	3,379	127,923	4	1,618	43,864
9	3,321	122,779	5	1,501	39,860
10	3,274	118,128			

注1、2：会員数の最多年度及び団体数の最多年度

参考資料 2 現行の子ども会に対する支援策

事業名	地域子ども会運営助成金	学区子ども会育成者組織運営助成金												
開始時期	昭和４８年度	平成５年度												
助成対象	町内などの小地域を単位とし、その地域のすべての子どもを対象にしている子ども会 ※就学前２学年の幼児、小・中学生の児童を会員とし、会員５人以上で組織された団体であることなどが要件	学区を単位とし、その学区内すべての子ども会育成会を対象としてその活動を援助している学区子ども会育成者組織（学区子連）												
1団体あたりの助成基準額 (令和６年度)	<table><tr><td>子ども会員数</td><td>助成額（年額）</td></tr><tr><td>200人以上</td><td>71,900円</td></tr><tr><td>100～199人</td><td>48,900円</td></tr><tr><td>35～99人</td><td>25,900円</td></tr><tr><td>10～34人</td><td>19,600円</td></tr><tr><td>5～9人</td><td>16,000円</td></tr></table>	子ども会員数	助成額（年額）	200人以上	71,900円	100～199人	48,900円	35～99人	25,900円	10～34人	19,600円	5～9人	16,000円	11,100円＋800円×地域子ども会数 ※地域子ども会数は、4月1日現在で学区子連に属するもの。
子ども会員数	助成額（年額）													
200人以上	71,900円													
100～199人	48,900円													
35～99人	25,900円													
10～34人	19,600円													
5～9人	16,000円													
助成団体数	1, 5 0 1団体	1 3 7団体												

事業名	区子ども会育成者組織運営助成金	
	一般事業	リーダー養成事業
開始時期	昭和48年度	平成22年度
助成対象	区を単位とし、その区内すべての子ども会育成会を対象としてその活動を援助している区子ども会育成者組織（区子連） （リーダー助成事業の助成対象） 各団体において、リーダー養成のために実施するキャンプなどの野外体験活動等のプログラム	
1団体あたりの助成基準額 (令和6年度)	135,500円＋500円×地域子ども会数 ＋5,000円×役員従事者等人数 ※地域子ども会数は、4月1日現在で区子連に属するもの。	1団体あたり500,000～1,100,000円 ※各区の規模により異なる。
助成団体数	16団体	16団体

※助成団体数は、令和5年度実績

※上記の他、名古屋市子ども会連合会に対する運営助成金（年額38万円：令和6年度基準額）による支援あり。

項目名	子ども会活動アシストバンク事業
開始時期	令和３年度
事業目的	子ども会行事の運営協力などをする個人や団体を登録し、希望する子ども会に紹介することで、子ども会行事の企画や運営に係る保護者の負担軽減を図る。 また、子ども会運営に係る相談の受付、活動事例や支援情報の発信等を通じて、子ども会が抱える様々な悩みの解消を図ることで、主に役員である保護者の負担軽減を図る。 さらに、地域における子ども会イベントの企画提供やレクリエーションを提供する個人や団体を紹介することで、子ども会の魅力向上につなげる。
主な実施内容	(1) アシストバンクへの登録者・団体の募集及び集約 (2) 子ども会からの相談対応 (3) 登録者・団体への研修の実施 (4) 子ども会運営の支援情報の発信 (5) 子ども会活動の事例の発信 ※(4)及び(5)については、令和５年４月から実施。
アシストバンクの登録者	(1)活動アシスタント 行事当日の運営補助を行うボランティアの個人や団体 (2)イベント提供者 地域における子ども会イベントの企画提供やレクリエーションの実施をする個人や団体 (3)子ども会プラン提供企業・団体 子ども会行事向けのプラン等の提供（有償含む）を行う企業等
事業の推移	令和３年８月 天白区で事業を開始 令和４年７月 名東区に拡大 令和５年４月 南区、守山区に拡大 (令和６年８月現在４区で実施)
効果検証の実施状況	- 令和４年９月実施の効果検証（有識者６名）において、事業成果の確認を受け、事業内容の拡充について意見を受けている。 - 令和５年１２月～令和６年１月の効果検証（有識者７名）において、事業成果の確認を受け、実施区の拡大の必要性について意見を受けている。

項目名	身近で魅力ある子ども会活動の発信
開始時期	令和3年度
事業目的	子ども会ならではの魅力を子どもや保護者に伝えることで、子ども会の認知度・イメージの向上を図り、子ども会への加入促進を図る。
実施内容	(1)子ども会の魅力を伝える動画（子ども向け『アニメーション』、保護者向け『ドキュメンタリー映像』）の作成 (2) (1)の動画を用いた情報発信 ・大型商業施設等に設置しているデジタルサイネージ ・市公式ウェブサイト ・Instagram、YouTube等のソーシャルメディア (3)動画の二次元コードを掲載した加入促進啓発資材（チラシ、クリアファイル等）の作成・配布

項目名	円滑な子ども会運営のための支援
開始時期	令和3年度
事業目的	I C Tツールを活用した運営の効率化の促進を図ることで、保護者の負担軽減につなげるとともに、効果的な情報発信の手法を紹介することで、子ども会の魅力発信にもつなげる。
実施内容	・I C Tツールを紹介する動画の作成・配信 ・I C T活用に係る実践講習会の開催

参考資料 3 子ども会活動の振興策の方向性策定に向けた調査・検討

1 令和4年度実施

区 分	内 容
概 要	主に子ども会と地域団体等の関わりについて調査
経 緯	令和4年5月から7月に市内267学区の学区区政協力委員長を対象としたアンケート調査を実施（回収率：95.5%）

区 分	内 容
概 要	主に学区子連や地域子ども会の現状や課題について調査
経 緯	令和4年7月から8月に学区子連代表者156名を対象としたアンケート調査を実施（回収率：91.7%）

区 分	内 容
概 要	主に子ども会活動の特色や工夫、地域団体との関係、区子連や学区子連との関係などについて調査
経 緯	令和4年11月から令和5年1月に市内16の特徴的な子ども会及び当該子ども会と関わりが深い地域団体へのヒアリング調査を実施

2 令和5年度実施

区 分	内 容
概 要	様々な分野の学識者から子ども会の活性化に向けて必要となる施策について、テーマ別研究を実施
経 緯	令和5年5月から令和6年3月に学識者（4名）からそれぞれの専門分野（子どもの主体性、地域コミュニティ、マーケティング・消費者行動、ワークライフバランス）から子ども会の振興に必要な施策提言を受領

区 分	内 容
概 要	子どもが主体となって企画運営を行う取り組みに対する支援をモデル実施
経 緯	令和5年7月から令和6年2月に、子どもワークショップを通じて、子どもが主体的に行事の企画に関わるとともに、ワークショップで出た意見をもとに、子どもが主体となった子ども会行事を実施

区 分	内 容																						
趣 旨	名古屋市子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討会議を設置し、子ども会活動に対する支援の基本的な考え方及び今後の支援のあり方について検討																						
委員構成	(敬称略、50音順) <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th><th>所 属 団 体 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浅野 香代子</td><td>名古屋市子ども会連合会 副会長</td></tr> <tr> <td>今井 彩葵</td><td>名東区ボランティアサークル「じゃりんこ」代表</td></tr> <tr> <td>木戸 秀典</td><td>名古屋市子ども会連合会 会長</td></tr> <tr> <td>佐 藤 彰</td><td>守山区子ども会育成連絡協議会事務局 (区子ども会育成者組織 事務局代表)</td></tr> <tr> <td>坪井 丈典</td><td>名古屋市立小中学校長会副会長兼小学校部長</td></tr> <tr> <td>◎時安 和行</td><td>至学館大学健康科学部こども健康・教育学科 教授</td></tr> <tr> <td>中野 幸夫</td><td>名古屋市区政協力委員議長協議会 副議長</td></tr> <tr> <td>三浦 哲司</td><td>名古屋市立大学大学院人間文化研究科・ 人文社会学部 准教授</td></tr> <tr> <td>山本 奈央</td><td>名古屋市立大学大学院経済学研究科 経営学専攻 准教授</td></tr> <tr> <td>山本 陽子</td><td>名古屋市立大学大学院経済学研究科 経済学専攻 教授</td></tr> </tbody> </table> ◎：議長	氏 名	所 属 団 体 等	浅野 香代子	名古屋市子ども会連合会 副会長	今井 彩葵	名東区ボランティアサークル「じゃりんこ」代表	木戸 秀典	名古屋市子ども会連合会 会長	佐 藤 彰	守山区子ども会育成連絡協議会事務局 (区子ども会育成者組織 事務局代表)	坪井 丈典	名古屋市立小中学校長会副会長兼小学校部長	◎時安 和行	至学館大学健康科学部こども健康・教育学科 教授	中野 幸夫	名古屋市区政協力委員議長協議会 副議長	三浦 哲司	名古屋市立大学大学院人間文化研究科・ 人文社会学部 准教授	山本 奈央	名古屋市立大学大学院経済学研究科 経営学専攻 准教授	山本 陽子	名古屋市立大学大学院経済学研究科 経済学専攻 教授
氏 名	所 属 団 体 等																						
浅野 香代子	名古屋市子ども会連合会 副会長																						
今井 彩葵	名東区ボランティアサークル「じゃりんこ」代表																						
木戸 秀典	名古屋市子ども会連合会 会長																						
佐 藤 彰	守山区子ども会育成連絡協議会事務局 (区子ども会育成者組織 事務局代表)																						
坪井 丈典	名古屋市立小中学校長会副会長兼小学校部長																						
◎時安 和行	至学館大学健康科学部こども健康・教育学科 教授																						
中野 幸夫	名古屋市区政協力委員議長協議会 副議長																						
三浦 哲司	名古屋市立大学大学院人間文化研究科・ 人文社会学部 准教授																						
山本 奈央	名古屋市立大学大学院経済学研究科 経営学専攻 准教授																						
山本 陽子	名古屋市立大学大学院経済学研究科 経済学専攻 教授																						
経 緯	・令和6年1月から3月にかけて2回開催 ・令和6年3月に意見書「子ども会活動の振興に向けた方向性について」を受領																						

(参考：名古屋市子ども会連合会推進研究会)

区 分	内 容
概 要	名古屋市子ども会連合会主催で、活動の魅力発信や運営の効率化等の課題について、検討を実施
経 緯	令和５年７月から８月にかけて実施した、各区子連での議論を踏まえ、令和５年８月から１１月に名古屋市子ども会連合会で検討を行い、令和５年１２月に今後の活動方針をまとめて報告書を作成

３ 令和６年度実施

区 分	内 容
概 要	子ども会に対する市民（子どもを含む）の認識等を幅広く調査
経 緯	令和６年５月に、市内の小学１年生～中学１年生の子ども及び保護者と１８歳以上の市民（各２,０００人）を対象に無作為抽出のアンケート調査を実施（回収率：①子ども及び保護者４８.３％、②１８歳以上の市民３９.５％）＜速報値＞

参考資料 4 「子ども会活動の振興に向けた方向性」について（意見書）の概要

区 分	内 容
子ども会活動に対する支援の基本的な考え方	子ども会活動については、子どもの健全育成だけでなく、様々な面から重要な事業であるが、会員数や団体数の減少傾向が続いており、市が振興に向けた支援策の充実を図る必要がある。
子ども会の運営支援について	- 子育て世帯の価値観の変化やライフスタイルの多様化等を背景に、活動を支える保護者の負担感が大きくなっていることから、早急に負担軽減につながる仕組みを検討する必要がある。 - 負担軽減につなげるため、ICTツールの活用や運営に関する好事例の発信等を通じて、運営の効率化が進むよう市として支援をしていく必要がある。 - また、保護者以外の支え手として、子ども会ボランティアサークルへの支援の強化や子ども会活動アシストバンク事業の本格実施、学生・NPO 法人等との連携などを進める必要がある。
子ども会活動の参加機会の充実について	- 子ども会については、区、学区、町内会・自治会単位等の活動単位によって、運営の課題は異なることから、支援の内容については、それぞれの活動実態を踏まえて検討する必要がある。 - 近年の団体数減少を受け、活動が行われていない地域も少なくないことから、子ども会のない地域における参加の仕組みを検討する必要がある。 - 子ども会については、子どもにとって社会参加の機会の1つであるため、振興策の検討にあたっては、子どもの主体性を尊重し、参加の強制につながらないように配慮する必要がある。
活動の魅力向上と認知度・イメージの向上について	- 子ども会の魅力向上には、子ども自身が主体的に行事の企画や運営に携わる取り組みが必要であり、子どもワークショップに対する運営支援などの取り組みが必要である。 - 子ども会への加入や継続につながる要因としては、子どもや保護者同士の推奨が重要になると考えられることから、子どもや保護者の子ども会に対する愛着をさらに高める取り組みを進める必要がある。
方向性策定にあたっての留意点	- 方向性の検討にあたっては、アンケート等で子どもの意見を聞き、子ども目線で振興につながる施策を検討する必要がある。 - 今後、市が目指すべき子ども会活動は、団体数や会員数などの数字ではなく、参加した子どもの満足度など、活動の質を高めていくことを目標とすべきである。